

公共住宅建設工事積算基準

令和6年4月版

佐賀県県土整備部建築住宅課

公共住宅建設工事積算基準

◎ 積算基準の適用範囲

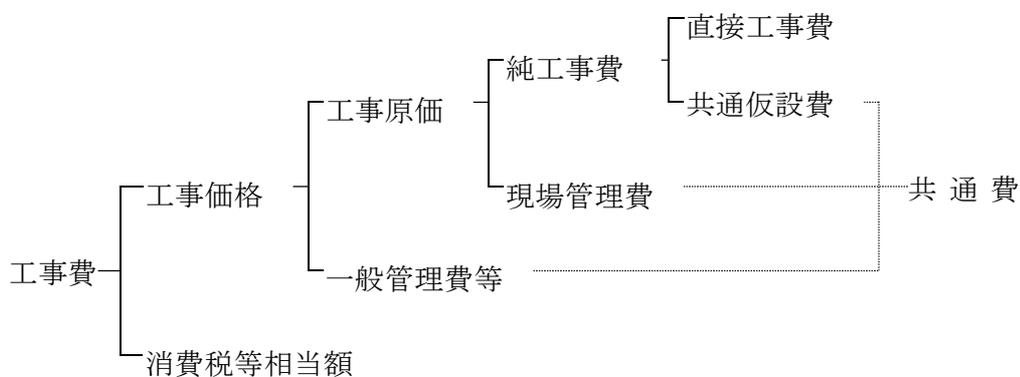
本基準は、佐賀県県土整備部建築住宅課の所掌する公共住宅の建設に係る各種工事に適用するものとして、その取扱いを定めたものである。

なお、屋外整備工事並びに解体工事を単独で発注する場合は「佐賀県公共建築工事積算基準」によるか、「土木工事積算資料（佐賀県県土整備部制定）」により算定を行うものとする。

ただし、住宅に付帯する小規模な屋外付帯工事又は撤去工事等については、本基準に記載する各工事に含めて計上することができるものとする。

◎ 工事費の構成

工事費の構成は次を標準とする。



共 通 費

1, 共通費

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ次項以降に規定する「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」及び「付加利益等」の内容を一式として計上する。ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

1, 1-1. 共通仮設費

- 1 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。
- 2 共通仮設費は、表-1「共通仮設費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。
- 3 共通仮設費は、原則として共通仮設費率を用いて次により算定する。
 - (1) 直接工事費に、共通仮設費率を乗じて算定する。
 - (2) 共通仮設費率に含まれる内容は、表-2、表-3の「共通仮設費率に含む内容」による。
 - (3) 共通仮設費率は、別表1～5の共通仮設費率による。
 - (4) 共通仮設費率に含まれない内容は、必要に応じ別途積み上げにより算定して、(1)により算定した共通仮設費に加算する。
- 4 共通仮設費は、発注工事ごとに設計の内容、施工の条件、現場の状況等を基に仮設計画を立てて算定する。

$$\text{共通仮設費} = (\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}) + \text{その他の共通仮設費(積み上げ部分)}$$

1, 1-2. 特殊工事費を含む工事費の共通仮設費

特殊工事を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の共通仮設費} = A \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：特殊工事費を含まない直接工事費

α ：Aの額に対する共通仮設費率

なお、特殊工事費は、表-7「特殊工事費」による。

1, 1-3. 単一専門工事の共通仮設費

- 1 単一専門工事を分離発注する場合の共通仮設費は、必要に応じて設計の内容、施工の条件、現場の状況等を基に仮設計画を立て、積み上げにより算定する。

なお、建築工事のうち畳工事等の単一専門工事を分離発注する場合の共通仮設費率は、専門工事業者等からの見積りを参考に計上し、専門工事業者等からの見積りにより共通仮設費を算定できない場合の共通仮設費率は別表1による共通仮設費率とする。

- 2 見積もりによって専門工事業者等（メーカー含む）に発注する工事の共通仮設費は、専門工事業者等の見積もりを検討の上、共通仮設費を見積もりに含む場合は重複計上しないように留意する。

1, 1-4. 支給材を含む工事費の共通仮設費

支給材を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{支給材を含む工事費の共通仮設費} = (A+B) \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：支給材評価額を除く直接工事費

B：支給材評価額

α ：(A+B)の額に対する共通仮設費率

1, 1-5. 総合発注（一括発注）工事の共通仮設費

「建築工事」と「電気設備工事」、「機械設備工事」、「テレビ電波障害防除設備工事」、及び「エレベーター設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合、もしくは工事内容から判断して軽微な工事とみなせる場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

$$\text{総合発注工事の共通仮設費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4 + A_5 \times \alpha_5$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A_1 ：建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A_2 ：電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A_3 ：機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A_4 ：テレビ電波障害防除設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A_5 ：エレベーター設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費

α_1 ： A_1 の額に対する建築工事の共通仮設費率

α_2 ： A_2 の額に対する電気設備工事の共通仮設費率

α_3 ： A_3 の額に対する機械設備工事の共通仮設費率

α_4 ： A_4 の額に対するテレビ電波障害防除設備工事の共通仮設費率

α_5 ： A_5 の額に対するエレベーター設備工事の共通仮設費率

1, 2-1. 現場管理費

- 1 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。
- 2 現場管理費は、表-4「現場管理費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。
- 3 現場管理費は、原則として現場管理費率を用いて次により算定する。
 - (1) 純工事費に、現場管理費率を乗じて算定する。
 - (2) 現場管理費率に含まれる内容は、表-4「現場管理費」による。
 - (3) 現場管理費率は、別表6～10の現場管理費率による。
 - (4) 現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して、(1)で算定した現場管理費に加算する。
- 4 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、現場管理費率に1.01を乗じて現場管理費を算定する。ただし、現場管理費率に補正率を乗じた額が、実際の工事の内容・規模等に応じて大きく異なると判断した場合は、適切に補正率を設定するこ

とができる。

1, 2-2. 特殊工事費を含む工事費の現場管理費

特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の現場管理費} = A \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A : 特殊工事費を含まない純工事費

α : Aの額に対する現場管理費率

なお、特殊工事費は表-7「特殊工事費」による。

1, 2-3. 支給材を含む工事費の現場管理費

支給材を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。

$$\text{支給材を含む工事費の現場管理費} = (A + B) \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A : 支給材評価額を除く純工事費

B : 支給材評価額

α : (A + B)の額に対する現場管理費率

1, 2-4. 総合発注（一括発注）工事の現場管理費

「建築工事」と「電気設備工事」、「機械設備工事」、「テレビ電波障害防除設備工事」、及び「エレベーター設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合、もしくは工事内容から判断して軽微な工事とみなせる場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

$$\text{総合発注工事の現場管理費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4 + A_5 \times \alpha_5$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A₁ : 建築工事の特殊工事費を含まない純工事費

A₂ : 電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

A₃ : 機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

A₄ : テレビ電波障害防除設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

A₅ : エレベーター設備工事の特殊工事費を含まない純工事費

α_1 : A₁の額に対する建築工事の現場管理費率

α_2 : A₂の額に対する電気設備工事の現場管理費率

α_3 : A₃の額に対する機械設備工事の現場管理費率

α_4 : A₄の額に対するテレビ電波障害防除設備工事の現場管理費率

α_5 : A₅の額に対するエレベーター設備工事の現場管理費率

1, 3-1. 一般管理費等

- 1 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。
- 2 一般管理費等は、表-5「一般管理費」の内容と表-6「付加利益等」について、工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定する。
なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。
- 3 一般管理費等率は、別表1-1～1-3の一般管理費等率による。
- 4 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。なお、建築工事において当該費用を一括して加算する場合、別契約の関連工事については一般管理費等に加算しない。

1, 3-2. 特殊工事費を含む工事費の一般管理費等

特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の一般管理費等} = (A + B) \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：特殊工事費を含まない工事原価

B：特殊工事費

α ：(A+B)の額に対する一般管理費等率

なお、特殊工事費は、表-7「特殊工事費」による。

1, 3-3. 支給材を含む工事費の一般管理費等

支給材を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。

$$\text{支給材を含む工事費の一般管理費等} = A \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：支給材評価額を除く工事原価

α ：Aの額に対する一般管理費等率

1, 3-4. 総合発注（一括発注）工事の一般管理費等

「建築工事」と「電気設備工事」及び「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

$$\text{総合発注工事の一般管理費等} = (A_1 + A_2 + A_3) \times \alpha$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A_1 ：建築工事の工事原価

A_2 ：電気設備工事（テレビ電波障害防除設備工事を含む）の工事原価

A_3 ：機械設備工事（エレベーター設備工事を含む）の工事原価

α ：総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する主たる工事の一般管理費等率

1, 4-1. 特殊工事費

特殊工事費とは、一般的な工事内容に、共通して存在するとはかぎらない工事で、請負者の現場での関わりが比較的少なく、共通仮設費及び現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、表-7の内容を標準とする。

1, 5-1. 単一専門工事を分離発注する工事の現場管理費及び一般管理費等

1 単一専門工事を分離発注する工事の現場管理費及び一般管理費等は、現場管理費及び一般管理費等を併せた専門工事業者の経費等のみとする。

なお、建築工事のうち畳工事等の単一専門工事を分離発注する場合の現場管理費率は別表6による現場管理費率とし、一般管理費等率は別表11による一般管理費等率とする。

2 単一専門工事（電気・機械）を分離発注する工事の現場管理費及び一般管理費等

見積によって専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の現場管理費及び一般管理費等は、専門工事業者等の見積を検討の上、現場管理費及び一般管理費等を見積に含む場合は重複計上しないように留意する。

2, 消費税等相当額

2, 1. 消費税等相当額

1 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

2 工事価格の算定に使用する単価及び価格は、消費税等相当額を含まないものとする。

3, 変更工事

3, 1-1. 変更工事

1 設計変更による変更部分の工事費は、変更工事の直接工事費及び3, 1-2、3, 1-3、3, 1-4によって求めた積算額に当該工事の落札率を乗じて得た額を目途として、受注者と協議の上、決定した額に、消費税等相当額を加えたものとする。

2 落札率は、次式により算定する。

$$\text{落札率} = \frac{\text{当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額}}{\text{当初工事費内訳書記載の工事価格}}$$

3 変更工事費の協議は、原則として、発注者と受注者の両者の積算総額について行う。なお、積算総額の差が著しい場合には、受注者の変更工事費内訳書の数量及び単価を検討し、再度協議する。

3, 1-2. 変更工事の共通仮設費

1 変更工事の共通仮設費は、変更工事の内容を当初発注工事に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

ただし、軽微な変更工事にあつては、共通仮設費の増減はないものとみなすことができる。

2 変更工事の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{変更工事の共通仮設費} = (A + B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A : 当初発注工事の直接工事費

- B : 変更工事の直接工事費
- α_a : Aの額に対する共通仮設費率
- $\alpha_{(a+b)}$: 変更工事の内容を当初発注工事を含めた額に対する共通仮設費率

3 変更工事における積み上げ部分の共通仮設費の増減額は、原則として、次の(1)～(4)に定めるところにより算定する。

- (1) 発注者側の事由等により工事期間が増減した場合は、積み上げ部分の増減を行う。
- (2) 受注者側の事由等により工事期間が増減した場合は、積み上げ部分の増減を行わない。
- (3) 既設の仮設物の使用（存置）期間が増減がある場合は、変更前の単価とする。
- (4) 既設の仮設物の規模（数量）が増加する部分、又は新たに設ける仮設物の場合は、変更時（変更指示時点）の単価とする。

3, 1-3. 変更工事の現場管理費

変更工事の現場管理費は、変更工事の内容を当初発注工事を含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とし、次式により算定する。

$$\text{変更工事の現場管理費} = (A + B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

- A : 当初発注工事の純工事費
- B : 変更工事の純工事費
- α_a : Aの額に対する現場管理費率
- $\alpha_{(a+b)}$: 変更工事の内容を当初発注工事を含めた額に対する現場管理費率

3, 1-4. 変更工事の一般管理費等

変更工事の一般管理費等は、変更工事の内容を当初発注工事を含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とし、次式により算定する。

なお、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく資力確保措置のための費用は、原則として変更工事においては補正を行わない。

$$\text{変更工事の一般管理費等} = (A + B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

- A : 当初発注工事の工事原価
- B : 変更工事の工事原価
- α_a : Aの額に対する一般管理費等率
- $\alpha_{(a+b)}$: 変更工事の内容を当初発注工事を含めた額に対する一般管理費等率

4, 追加工事

4, 1-1. 追加工事

- 1 本節は、同一工事区域内又は隣接区域内において、既に施工中の受注者に随意契約により発注する別件工事（以下「追加工事」という。）に適用する。
- 2 追加工事は、下記に定めるところにより求めた積算額に当初工事の落札状況を勘案して得た額を目途とすることができる。

4, 1-2. 追加工事の共通仮設費

- 1 既契約工事の仮設物及び機械器具等の共通仮設物について、共用又は継続使用することが

可能な場合には、重複計上しないよう留意する。

2 追加工事の共通仮設費の算定は、3, 1-2「変更工事の共通仮設費」を準用し、変更工事を追加工事に読み替えて算定する。

4, 1-3. 追加工事の現場管理費

追加工事の現場管理費は、3, 1-3「変更工事の現場管理費」を準用し、変更工事を追加工事に読み替えて算定する。

4, 1-4. 追加工事の一般管理費等

追加工事の一般管理費等は、3, 1-4「変更工事の一般管理費等」を準用し、変更工事を追加工事に読み替えて算定する。

表－1 共通仮設費（うち、率に含まれる内容は表－2、表－3による）

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表-3 電気設備工事（テレビ電波障害防除設備工事を含む）、機械設備工事（エレベーター設備工事を含む）の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－４ 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施 工 図 等 作 成 費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職金給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。 ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－５ 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被覆、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞・参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－６ 付加利益等

内 容
法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－５の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

表－7 特殊工事費

項 目	内 容
建 築 工 事	(1)鉄骨工事の工場製作費（工場加工組立費,工場溶接費,工場塗装費、運搬費） (2)建設発生土、解体発生材等の処分費（運搬費を除く） (3)有料道路の通行料金
電 気 設 備 工 事	(1)発電機設備工事（機器費、運搬費、据付け費、試運転及び調整費） (2)圧送給水装置設備工事（同上） (3)中央監視制御設備工事（同上） (4)特別高圧受電設備工事（同上） (5)電話交換機設備工事（同上） (6)駐車場管制装置設備工事（ゲート含む）（同上） (7)電気制御式宅配ボックス設備工事（同上） (8)建設発生土、解体発生材等の処分費（運搬費を除く） (9)有料道路の通行料金 (10)指定した受電開始日以降の電気基本料金 (11)テレビ電波受信障害防除設備工事における電柱共架料、道路占有料及び補償料（架上げ費用）
機 械 設 備 工 事	(1)空気調和機器設備工事費（機器費、運搬費、搬入・据付け費、試運転調整費等を含む） (2)機械式駐車設備工事費（同上） (3)圧送給水装置設備工事費（同上） (4)現場組立てによる受水槽及び高置水槽設備工事費（同上） (5)機械式ごみ貯留装置設備工事費（同上） (6)ユニット型浄化槽設備工事費（同上） (7)建設発生土、解体発生材等の処分費（運搬費を除く） (8)有料道路の通行料金

別表1 共通仮設費率（建築工事）

直接工事費		1000万円以下	1000万円を超える
	上限	6.27%	$12.311 \times P^{-0.073279}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4.34%	$8.525 \times P^{-0.073279}$
<p>算定式</p> $Kr = 16.331 \times P^{-0.200} \times T^{0.421}$ <p>ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、1000万円以下の場合は1000万円として扱う T：工期（か月）</p> <p>注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 注2. T（工期）は、入札公告等に表示された実工期の日数とする。月単位の換算は、30日／月にて除すものとし、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p>			

別表2 共通仮設費率（電気設備工事 テレビ電波障害防除設備工事を除く）

直接工事費		500万円以下	500万円を超える
	上限	7.81%	$36.846 \times P^{-0.182150}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	5.47%	$25.813 \times P^{-0.182150}$
<p>算定式</p> $Kr = 96.161 \times P^{-0.463} \times T^{0.685}$ <p>ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う T：工期（か月）</p> <p>注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。 注2. T（工期）は、入札公告等に表示された実工期の日数とする。月単位の換算は、30日／月にて除すものとし、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p>			

別表3 共通仮設費率（テレビ電波障害防除設備工事）

直接工事費	300万円以下	300万円を超え、 5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	5.20%	共通仮設費率算定式 により算定された率	1.84%
<p>算定式</p> $Kr = 26.39 \times P^{-0.2028}$ <p>ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）</p> <p>注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。</p>			

別表4 共通仮設費率（機械設備工事 エレベーター設備工事を除く）

直接工事費		500万円以下	500万円を超える
共通仮設費率	上限	6.71%	$18.161 \times P^{-0.116960}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	5.99%	$16.211 \times P^{-0.116960}$
	算定式		
$Kr = 19.364 \times P^{-0.170} \times T^{0.170}$			
ただし、Kr：共通仮設費率（%）			
P：直接工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う			
T：工期（か月）			
注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
注2. T（工期）は、入札公告等に示された実工期の日数とする。月単位の換算は、30日／月にて除すものとし、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。			

別表5 共通仮設費率（エレベーター設備工事）

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え、5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%
算定式			
$Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$			
ただし、Kr：共通仮設費率（%）			
P：直接工事費（千円）			
注1. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表6 現場管理費率（建築工事）

純工事費		1000万円以下	1000万円を超える
現場管理費率	上限	12.52%	$19.188 \times Np^{-0.046328}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	8.52%	$13.061 \times Np^{-0.046328}$
	算定式		
$Jo = 26.363 \times Np^{-0.181} \times T^{0.443}$			
ただし、Jo：現場管理費率（%）			
Np：純工事費（千円）とし、1000万円以下の場合は1000万円として扱う			
T：工期（か月）			
注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
注2. T（工期）は、入札公告等に示された実工期の日数とする。月単位の換算は、30日／月にて除すものとし、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。			

別表7 現場管理費率（電気設備 テレビ電波障害防除設備工事を除く）

純工事費		500万円以下	500万円を超える
現場管理費率	上限	47.69%	$630.640 \times Np^{-0.303165}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	32.46%	$429.258 \times Np^{-0.303165}$
	算定式		
$Jo = 1896.706 \times Np^{-0.614} \times T^{0.749}$ <p>ただし、Jo：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う T：工期（か月）</p> <p>注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。 注2. T（工期）は、入札公告等に表示された実工期の日数とする。月単位の換算は、30日／月にて除すものとし、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p>			

別表8 現場管理費率（テレビ電波障害防除設備工事）

純工事費	300万円以下	300万円を超え、5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	14.36%	現場管理費率算定式により算定された率	13.67%
算定式			
$Jo = 15.51 \times Np^{-0.0096}$ <p>ただし、Jo：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）</p> <p>注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。</p>			

別表9 現場管理費率（機械設備工事 エレベーター設備工事を除く）

純工事費		500万円以下	500万円を超える
現場管理費率	上限	37.17%	$210.711 \times Np^{-0.203692}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	24.55%	$139.163 \times Np^{-0.203692}$
	算定式		
$Jo = 273.527 \times Np^{-0.399} \times T^{0.622}$ <p>ただし、Jo：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円として扱う T：工期（か月）</p> <p>注1. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 注2. T（工期）は、入札公告等に表示された実工期の日数とする。月単位の換算は、30日／月にて除すものとし、その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p>			

別表 1 0 現場管理費率（エレベーター設備工事）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え、 5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により 算定された率	2.26%
算定式 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円） 注1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表 1 1 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	500万円以下	500万円を超え、 30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により 算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表 1 2 一般管理費等率（電気設備工事 テレビ電波障害防除設備工事を含む）

工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式 により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。			

別表 1 3 一般管理費等率（機械設備工事 エレベーター設備工事を含む）

工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により 算定された率	8.07%
<p>算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率（%） C_p：工事原価（千円） 注1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>			

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。